

京都地方税機構規約（平成21年亀岡市府総行市第154号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>(1) <u>前条第1号、第2号及び第5号に掲げる事務</u> に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき軽自動車税（地方税法第442条第2号に規定する軽自動車及び同条第4号に規定する二輪の小型自動車に限る。以下同じ。）に係る申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>(1) <u>前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事務</u>に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>

別表（第17条関係）

3 上記以外の経費	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

備考 1 (略)  
2 (略)

別表（第17条関係）

3 第4条第2号に掲げる事務に要する経費	市町村の負担金	基本負担額	経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
		申告書等処理件数割額	経費の額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額
		課税台数割額	経費の額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の軽自動車税の課税台数を京都市を除く京都府内の市町村の軽自動車税の課税台数で除して得た数を乗じて得た額
4 上記以外の経費	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

備考 1 (略)  
2 (略)  
3 第3項に規定する経費及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。